

この度公布された「国際卓越研究大学法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第22号）」、及び改訂された「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」について通知します。

6文科振第268号
令和6年6月14日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
殿

文部科学省研究振興局長
塩 見 み づ 枝

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）

この度、別添1のとおり「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和6年6月14日に公布され、同日から施行されました。また、併せて別添2のとおり、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和4年11月15日文部科学大臣決定。令和6年6月14日改訂。以下「基本方針」という。）が改訂されました。

今回の改正の趣旨及び概要等は下記のとおりです。

関係各位におかれては、これらの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

第212回国会において国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号。以下「改正国立大学法人法」という。令和6年10月1日施行。）が成立したことを踏まえ、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「省令」という。）第2条第5項を改正し、省令第2条第5項第1号に規定する国際卓越研究大学に設置される合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）に求める権限の明確化を図るものである。

第2 改正の概要

改正国立大学法人法においては、法人の長の選任・解任の権限については引き続き学長選考・監察会議が持つこととされ、国立大学法人における合議制の機関に当たる運営方針会議は学長の選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べるができることとされたことを踏まえ、省令第2条第5項に規定された国際卓越研究大学の運営に関する重要事項のうち、法人代表者の選任及び解任を削除すること。

省令第2条第5項第1号イとして、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成または変更に関すること」を、申請大学の運営に関する重要事項として合議制の機関に求める議決事項であることを明確化すること。

省令第2条第5項第1号ロとして、「国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督」を合議制の機関が行う事項として明確化すること。

第3 省令第2条第5項第1号等の解釈について

国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）の認可については、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）、省令及び基本方針に定められた要件に基づき行われるものである。

この要件のうち、省令第2条第5項第1号については、改正省令により改正され、それに伴い、基本方針における同号に係る部分についても改訂された。

これらの改正内容の解釈は以下のとおりである。各大学の設置者におかれては、国際卓越研究大学の認定に係る申請を行おうとする場合にあっては、以下に記載する改正内容の解釈についても適宜参照いただきたい。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）】

第四条

3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第三十七号）】

第二条

5 法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- 一 大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者を構成員とする合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が次に掲げる事項を行うこと。
 - イ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関することその他の当該申請大学の運営に関する重要事項の議決
 - ロ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督

1 国際卓越研究大学に置かれる合議制の機関の基本的な考え方

文部科学大臣は、法に基づき、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を国際卓越研究大学として認定し、当該大学が作成する体制強化計画に対して、助成が行われることとされている。

合議制の機関を置くことについて、基本方針においては、以下のとおり考え方が示されている。

【基本方針二 2（5）】

国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。こうした認識のもと、申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。

合議制の機関となる会議体は、当該大学の設置主体に応じて以下のとおりとなる。このため、各会議体の機能等は当該大学の設置主体により異なるが、合議制の機関として求められる役割は、国公私の学校種を問わず共通である。

(1) 国立大学

改正国立大学法人法による改正後の国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「新国立大学法人法」という。）第 21 条の 3 に規定する運営方針会議が合議制の機関となる。

(2) 公立大学

公立大学法人が、定款を定めることにより設立される法人であるという地方独立行政法人制度を踏まえ、その定款において、法人運営に関する重要事項を決定する権限を有する合議制の機関を置くことを定めることなどが考えられる。

（なお、大学が自律的に成長を続けていくという国際卓越研究大学の性格を踏まえれば、国際卓越研究大学の認定を受けようとする公立大学は、少なくとも法人化されたものである必要があると考えられる。）

(3) 私立大学

私立大学においては建学の精神に基づく運営が行われ、寄附行為の定めるところにより法人の機関の権限関係も様々であり、学校法人の実情に応じ、理事会又は評議員会が合議制の機関となる。

2 合議制の機関に求められる具体的な体制

(1) 国際卓越研究大学の運営に関する重要事項の議決と業務執行の監督

【基本方針二 2（5）】

① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。

また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長から体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。

①体制強化計画の作成・変更その他の重要事項の議決

合議制の機関は、体制強化計画の作成・変更の議決を行う。

国際卓越研究大学の設置者は、法第 5 条第 1 項に基づき体制強化計画を作成し、文部科学大臣に提出してその認可を受けることができ、これに基づき助成が行われる。このように体制強化計画は国際卓越研究大学の目的を遂行するに当たり根幹をなすものであり、省令第 2 条第 5 項第 1 号イに規定されているとおり、その作成・変更に当たっては、合議制の機関がその内容について十分な審議を行った上で、議決を行う。

この他、省令第2条第5項第1号イに「その他の当該申請大学の運営に関する重要事項を議決」と規定されているとおり、合議制の機関は各関係法令の規定に基づき、その他の重要事項を議決する。この重要事項とは、法人の大きな運営方針に係るものを想定している。

ア 国立大学

運営方針会議は、新国立大学法人法第21条の5に規定された運営方針事項を決議する。省令第2条第5項第1号イに規定された「その他の当該申請大学の運営に関する重要事項」は、国立大学については、体制強化計画の議決以外は、新国立大学法人法第21条の5に規定された運営方針事項となる。

なお、同法においては、運営方針会議の決議により決定できる事項は、同法第21条の5に規定された運営方針事項に限定されており、体制強化計画を含め運営方針事項以外は法人の長が決定することとなる。一方で、法人の長の決定に先立ち、法人の長が主体的に運営方針会議に対し、体制強化計画に関する議決を求めることは可能であり、法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保するという運営方針会議の設置趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定要件として、運営方針会議による体制強化計画の議決を求めているものである。

イ 公立大学

公立大学に置かれる合議制の機関は、定款において合議制の機関の決定事項を定めることとなる。

ウ 私立大学

私立大学においては、先に述べたとおり、学校法人の実情に応じ、理事会又は評議員会が合議制の機関となる。

理事会は、私立学校法の規定に基づきその職務を行う他、寄附行為の定めるところにより理事会が行うこととされた職務を行う。

評議員会は、私立学校法の規定に基づきその職務を行う他、寄附行為の定めるところにより評議員会が行うこととされた職務を行う。

なお、理事会の決議及び評議員会の決議の両方が必要な事項を寄附行為をもって新たに定めた場合、理事会の決議と評議員会の決議の先後は、学校法人の定めによる。

以上のように、合議制の機関は、大学経営に関する重要事項を決定することとなるが、日々の具体の業務への過度な介入など、マイクロマネジメントを行うべきではない。特に、教員や研究者の教育研究上の自由は尊重される必要があり、例えば個々の研究内容や講義のシラバスの内容などの教学事項については介入すべきではない。

②業務の執行の状況の監督

国際卓越研究大学においては、①で議決した体制強化計画等の重要事項を着実に実施するため、合議制の機関がその業務執行の状況を監督することが求められる。

監督の実効性を担保するため、法人の長は体制強化計画の実施状況を合議制の機関に適時報告することが必要である。報告の頻度は法人の実情に応じて定めるべきであるが、例えば、新国立大学法人法第 21 条の 6 第 1 項を参考に、三月に一回以上とすることなどが考えられる。

その上で、合議制の機関は、体制強化計画が適切に履行されていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう法人の長に求めることが必要である。その際、法人の長は速やかに必要な措置を講じるとともに、その内容を合議制の機関に報告することが必要である。各大学において、このような体制が整備されることが求められる。

(2) 知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員の参画

【基本方針二 2 (5)】

② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。

申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

国際卓越研究大学に合議制の機関を置くこととされた趣旨を踏まえ、合議制の機関が扱う審議事項を実効的に審議することができるよう、合議制の機関は、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材を構成員とすることが求められる。

また、国際卓越研究大学は、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、前述のような知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証する必要がある。

併せて、合議制の機関は、各関係法令で求められる要件を確保しつつ、合議制の議決機関として構成員が熟議を行い、その役割・責務を適切に果たすことができる人数規模とし、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させることが必要である。

法人の長が合議制の機関の構成員である大学において、合議制の機関で法人の長の地位に関する議題（例えば法人の長の選考・解任に係る議題）が取り扱われることがある。このような場合は、当事者である法人の長は議事に参加することができないこととするべきである。なお、国立大学においては、運営方針会議が学長選考に関する意見及び学長の解任に関する報告を議決する際には、学長は議事に参加することができないこととされている（新国立大学法人法第 21 条の 4 第 12 項）。

（3） 執行部からの独立性の担保

【基本方針二 2（5）】

- ③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

合議制の機関は、合議制の機関を構成する学内外の構成員の経営や教育研究、国際展開等に関する専門的知見を十分に活用する観点から、執行部（法人の長の指揮・監督下で、大学の経営に係る職に就いている者をいう。以下同じ。）からの独立性が担保されていることが求められる。

そのためには、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすることなどにより、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みの構築が必要である。なお、私立大学において合議制の機関を理事会とする場合、理事会は執行部である理事で構成される会議体であることから、評議員会の議決を得ることを要件とすることなどが考えられる。

（4） 学内に対する客観性の担保

【基本方針二 2（5）】

- ④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。

合議制の機関は、合議制の機関を構成する学内外の構成員の経営や教育研究、国際展開等に関する専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていることが求められる。

その担保のためには、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みの構築が必要である。

学外構成員とは、任命又は選任の際現に当該法人の役員又は職員でない者（再任の場合は、最初の任命・選任の際現に当該法人の役員又は職員でなかった者を含む。）をいう。但し、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条第2号に規定する「学外者」である役員として登用され、当該役員を保持したまま合議制の機関の構成員となった場合は、学外構成員とみなすこととする。

（５） 法人の長の選任・解任における適切な役割

【基本方針二 2（５）】

- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

法人の長は、経営的資質を有し、教学担当役員（プロボスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携しつつ、自律的な大学経営のための体制強化に向けた様々な取組を実行し、国際卓越研究大学のミッションを達成することが期待されており、その選任は体制強化計画を確実に履行する上で最も重要な事項であることから、関係法令の規定に基づき、客観性・透明性ある手続に従い、十分な時間をかけて、必要な資質を備えた者が選任されるべきである。一方、大学の運営状況等の適切な評価を踏まえ、法人の長がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、法人の長を解任するための客観性・透明性ある手続が確立されている必要がある。これらの法人の長の選任及び解任に当たって、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されている必要がある。

なお、国立大学については、法人の長（学長）の選任及び解任の権限は、学長選考・監察会議にあり、合議制の機関である運営方針会議は、学長選考・監察会議に学長選考に関する意見を述べるができることとされている。また、運営方針会議は、学長が解任事由に該当する場合、学長選考・監察会議に報告するものとされている。以上の点を踏まえ、運営方針会議は、学長の選考に当たって、体制強化計画の履行を担保する観点から、学長に求められる知識・経験・能力を明確化し、学長選考・監察会議に対する意見を述べるとともに、当該意見を受け、学長選考・監察会議は、当該意見の内容を審議し、当該意見へ

の対応についてその理由を付して運営方針会議に報告する体制を構築することが必要である。このことは解任についても同様である。

添付資料：

別添 1 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年文部科学省令第 22 号）

別添 2 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和 4 年 11 月 15 日文部科学大臣決定。令和 6 年 6 月 14 日改訂。）

別添 3 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則第 2 条第 5 項第 1 号等の解釈に関する Q&A 」

本件担当：

文部科学省研究振興局

大学研究基盤整備課大学研究力強化室

電話：03-5253-4111(内線：4291)

E-MAIL：ru-fund@mext.go.jp

○文部科学省令第二十二号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）第四条第三項第五号の規定に基づき、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十四日

文部科学大臣 盛山 正仁

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(国際卓越研究大学の認定の基準)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 5 4 「略」</p> <p>5 法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。</p> <p>一 大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者を構成員とする合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が次に掲げる事項を行うこと。</p> <p>イ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関することその他の当該申請大学の運営に関する重要事項の議決</p> <p>ロ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督</p> <p>二 「略」</p> <p>6 5 7 「略」</p>
改正前	<p>(国際卓越研究大学の認定の基準)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 5 4 「同上」</p> <p>5 法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。</p> <p>一 大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者の参画する合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が法人代表者の選任及び解任その他の当該申請大学の運営に関する重要事項を議決する権限を有すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>6 5 7 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は公布の日から施行する。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針

令和4年11月
令和6年6月改訂

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

一 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

1 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義

近年、諸外国のトップレベルの研究大学が豊富な資金を背景として研究力を高めているのに対し、我が国の大学は研究論文の質・量ともに低調な状況にある。その要因の一つとして、諸外国の大学では公的な財政支援や民間企業等との連携、寄附、資産運用など、多様な財源をもとに研究環境を充実させるとともに世界トップクラスの研究人材を招聘し、そうした環境が更に新たな研究人材や民間企業からの投資、寄附を呼び込むといった知的価値創造の好循環が形成されていることが挙げられる。

我が国においても、大学の機能拡張を推進する中で、大学が国際的な切磋琢磨を通じて研究力を向上させるという緊張感を持ち、世界トップクラスの研究員の獲得はもとより、次代を担う自立した若手研究者を育成し、活躍できるようにするための大胆な資源配分、研究時間を十分に確保するための研究者の負担軽減、大学の有する知的資源の価値化等に取り組んでいくことが求められる。また、このような取組と併せて機動的な先行投資を可能とすることなどの観点から、大学独自基金の造成に向けた財源の継続的な確保・活用等の取組も求められ、これらの取組を一体的に進めることができる研究大学を、早急に実現することが必要である。

そのため、法において、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を国際卓越研究大学として認定し、当該大学が作成する国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）に対して、大学ファンドによる助成を実施することとしている。

これにより、国際卓越研究大学における研究環境の充実、優秀な人材の獲得を促し、知的価値創造の好循環を形成することで、我が国の学術研究ネットワークを牽引し、諸外国のトップレベルの研究大学に伍する研究大学の実現を図っていくものである。

また、第6期科学技術・イノベーション基本計画で示されているように、世界において、地球規模で起こるエネルギー・資源・食料等の制約や環境問題に加え、新型コロナウイルスに代表される新たな感染症の脅威等が大きなリスクとして認識されている。国内においても、少子高齢化、地域経済社会の疲弊、多頻度かつ激甚化する大規模自然災害等の課題の深刻さが更に浮き彫りとなっている。

これらの国内外の課題への取組の強化が求められていることに加えて、サイバー空間とフィジカル空間の融合はますます進展しており、「Society 5.0」の実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』のための仕組みを構築することが必要となっている。国際卓越研究大学は、自らの体制強化を産業界、地域社会との緊密な連携の下で進めることにより、この仕組みの根幹を支える機能を構築することが重要である。

産業界においても、産業構造の転換に対応するためにオープンイノベーションを拡大することが不可欠となっている。国際卓越研究大学が産業界における重要なオープンイノベーションのパートナーとして位置付けられ、優れた研究成果が事業化されることにより、新たな付加価値を継続的に創出する好循環の形成がより一層強化されることが期待される。

2 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の目標

国際卓越研究大学における体制強化計画の実行を通じて、以下の事項を実現することを目標とする。

- ・ 国際卓越研究大学が、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、多様な分野の世界トップクラスの研究者が集まり、相互に触発し合いながら活躍し、さらに次世代の一流の研究者集団を育成できる機能を強化するとともに、先進性の高い分野横断的なカリキュラム・デザインに基づく博士課程において優秀な博士人材を育成し、若手研究者に独立して存分に研究できる環境を提供して、新しい研究領域を創出し続けることで、世界から先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学となること。
- ・ 国内外の若手研究者を惹きつける多様性（ダイバーシティ）と包括性（インクルージョン）が担保された魅力的な研究環境を実現することで、優秀な人

材が世界中から集まり続ける世界の知の拠点となり、我が国、そして世界の学術研究ネットワークを牽引すること。

- 起業家や産業界で幅広く活躍する研究人材の育成を重点的に進めるとともに、人間や社会の望ましい未来像の実現に向け、知の創出を通じた新たな成長分野の形成、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進、カーボンニュートラルといったグローバルな課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換を見据えた大胆なビジョン・戦略を描き、社会の多様な主体と常に対話し、協調しながら、イノベーション・エコシステムの中核的役割を果たすこと。

なお、これらの目標を達成する上で、達成に向けた手段、道筋は一つではなく、画一的な取組を求めるものではない。諸外国のトップレベルの研究大学では、国境を越えた研究・高等教育の枠組みや国際連携、組織間連携を活用するほか、それぞれ独自のアプローチ、取組により試行錯誤が続けられている。各大学においては、諸外国のトップレベルの研究大学に伍していこうとする強い意志に基づき、各々の特色・特長が際立つ大学像を描き、世界に提示するとともに、従来のアプローチにとらわれない発想も躊躇することなく取り入れ、体制強化計画を立案していくことが期待される。

二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

- ・ 国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思（ビジョン）とコミットメントの提示に基づき実施する。
- ・ 制度の趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の対象は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定する。また、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可に当たっては、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に行う。
- ・ 制度の趣旨や大学の負担も考慮し、国際卓越研究大学の認定と体制強化計画の認可の審査を、以下の観点から一体的に行う。
 - ① 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力
 - ② 実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略
 - ③ 自律と責任のあるガバナンス体制
- ・ 公募の期間については、申請者の準備期間を考慮し、数か月確保するとともに、審査においては、研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施する。

1 国際卓越研究大学の認定の申請の主体

法第4条第1項の規定に基づき、国際卓越研究大学の認定の申請は、大学の設置者が行う。

2 認定に関する基準

国際卓越研究大学の認定に関する基準は、法第4条第3項各号及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）第2条各項の規定に基づくこととし、具体的な基準は次のとおりとする。なお、研究計量に関するライデン声明^{*}等を踏まえ、定量的指標は様々な定性的情報と併せて活用するとともに、分析の中立性・透明性・検証機会の確保に努める。また、世界最高水準の研究大学となるポテンシャルのある大学を認定する観点から、一定の時点での数値だけでなく、過去の推移やこれまでの経営努力の把握に努めることとする。

^{*}2015年に公表。10項目の原則から成り、研究評価における計量データの利用についての留意点を示したもの。

(1) 法第4条第3項第1号及び規則第2条第1項に関する基準

世界トップレベルの研究大学に伍していくことができるだけの研究力を有

しているか、また、自然科学と人文・社会科学の融合による総合知の創出など、多様な分野で先導的な研究が行われているかについて確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、注目度の高い論文※（Top10%論文数や割合）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、申請時点において以下のどちらかの要件に合致することとする。

- ・ Top10%論文数が1,000本程度（直近の5年間総計）以上であり、かつ、総論文数に占めるTop10%論文数の割合が10%程度以上となっていること。
- ・ 研究者一人当たりのTop10%論文数において、優れた実績（0.6本程度以上）を有すること。

※ここでの「論文」は、Clarivate Web of Science/InCites 又は Elsevier Scopus/SciVal のデータベースに基づき、5年間の Article、Review、Conference Paper（Proceedings Paper）、Book、Book Chapter を対象としたものとし、「論文数」はそれらを全数整数カウントしたものを指す。また、「Top10%論文」は、論文の被引用数（当該論文が他の論文により引用された数）が、当該論文が出版又は公開された年に当該論文の研究分野において出版又は公開された論文のうちで上位10%の範囲に属するものを指す。

（2）法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準

主要国のトップレベルの研究大学が行っている社会の課題解決あるいは新たな経済的価値の創造の実績に照らして、これに伍していくことができるかどうか、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用（経済的・社会的価値創造への貢献）の実績を確認することとする。具体的には、申請に係る大学について、民間企業等からの研究資金等受入額（財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額）が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の年平均で10億円程度以上となっていること、又は、研究者一人当たりの研究資金等受入額において、優れた実績（年平均100万円程度以上）となっていることとする。

（3）法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に関する基準

申請に係る大学の研究の体制が、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応しているかを確認することとする。具体的には、多様な分野の学術研究ネットワークの牽引の状況に加え、国際研究協力に係る体制、若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制（特に外国人研究者の割合が将来的に世界最高水準の研究大学に匹

敵するものとなることが相当程度見込まれること)、事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置、研究施設及び研究設備、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の強化の観点から適切に整備されていることを要件とする。

(4) 法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に関する基準

民間事業者との連携協力等の実施を通じて、申請に係る大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトの創出に必要なものとして整備されているかを確認することとする。具体的には、全学的な産学連携の体制、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月イノベーション促進産学官対話会議）」等を踏まえた体制（目利き人材や橋渡し人材、知財管理人材などの支援チームの構築、投資機関や研究成果活用事業者とのチームアップ等）、スタートアップの支援体制、実践的な起業家教育プログラム等が適切に整備されていることを要件とする。

(5) 法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準

国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。こうした認識のもと、申請に係る大学において、先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請、大学を取り巻く状況などを踏まえ、資金や人材の確保及びそれらの配分や知的財産の活用を含めた研究力向上のための諸活動を包括的に運営する体制が構築されていることを確認することとする。具体的には、合議制の機関（国立大学法人においては運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会又は評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関）及び監事について、以下の体制が整備されていること（又は、認定までに整備されること）とする。

① 合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること。

また、合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長か

ら体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは、法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。併せて、法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。

- ② 合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。

申請に係る大学は、上に掲げる大学の運営に関連する事項に関し、合議制の機関の構成員のスキル・マトリックスを開示することにより、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

- ③ 大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。
- ④ 大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関を構成する学内外の構成員の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。
- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

- ⑥ 監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。

(6) 法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に関する基準

申請に係る大学において、研究に関する業務の執行と、管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切になされているかを確認することとする。具体的には、法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的・効率的に役割が果たせるような体制が構築されているなど、権限と責任の分担を的確に行う業務執行体制が整えられていることを要件とする。

(7) 法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に関する基準

申請に係る大学が、研究及び研究成果の活用を持続的に発展させるための体制の強化を推進するのに足る十分な財政基盤を有しているかを確認することとする。具体的には、財政基盤の成長性が極めて重要であることから、資産活用や寄附金等を含めた財源の多様性を確認することとし、大学の収入全体（ただし、当該大学の附属病院における医療に係るものは除く。）から国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財政基盤強化に直接寄与するものとして算出）の大学の収入全体に占める割合が、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれるものとして、直近5年間の平均で20%程度以上となっていることとする。

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられるよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

4 認定した国際卓越研究大学の公表

国際卓越研究大学に関して、社会からの支持・支援を得て、国内外の関係機関との間で人材・知・資金などの好循環を生み出し、成長し続けることができるよう、広く社会に周知することが重要であることに鑑み、法第4条第5項及び規則第3条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、認定した国際卓越研究大学の名称、当該国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認定をした年月日をホームページ等で公表することとする。

5 認定の取消し

国際卓越研究大学が、一定期間、認定基準を満たさない状態が継続した場合、文部科学大臣は法第4条第6項及び第7項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会に意見を聴いた上で、認定を取り消すこととする。認定を取り消した場合、法第4条第7項及び規則第3条第2項の規定に基づき、文部科学大臣は認定を取り消した国際卓越研究大学の名称、当該国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認定を取り消した年月日をホームページ等で公表することとする。

三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

1 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の申請の主体

法第5条第1項の規定に基づき、体制強化計画の認可の申請は、国際卓越研究大学の設置者が行う。

2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

法第5条第2項に規定する体制強化計画の記載事項は以下のとおりとする。

(1) 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

- ・ (2)の事業を実施するに当たり、その目標を記載することとする。この目標には、個々の事業の結果、整備される研究環境や育成される人材、輩出される大学発スタートアップの数等のアウトプット（外国人研究者の割合の向上を含む）だけでなく、アウトカム（研究水準の向上、研究成果の活用がもたらすインパクト等）について記載することとする。
- ・ 制度の趣旨を踏まえ、各大学が体制強化計画を作成する際には、①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力、②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略、③自律と責任のあるガバナンス体制のそれぞれについて、世界トップレベルの研究大学をベンチマークすることとする。なお、世界トップレベルの研究大学のベンチマークを行う際には、個々の目標や具体的な取組に応じて、各大学がそれぞれの独自性や強み、特色を生かすことができるよう、留意することとする。
- ・ 上記のベンチマークに基づき、世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準の達成を図り、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるとともに、必要な財務管理や資金調達、業績評価等を可能とするマネジメント・システムの全体像を提示することとする。

(2) (1)の目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期

- ・ 国際卓越研究大学は、人材・知・資金の好循環を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知・人材の創出にも取り組むことが求められている。次のイからホに掲げる事業の実施に当たっては、そのような長期的なビジョンを含めて記載することとする。
- ・ 事業の実施時期については、認可された体制強化計画の期間内において、具体的に個々の事業においてどのような成果を見込み、どのような期間で実施していくのかを明確にすることとする。

- ・ 法第5条第2項第2号イからホに掲げる事項の具体のイメージは以下のとおりである。

イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要となる最先端の研究基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 研究実証施設や融合研究センター、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究インフラの戦略的整備・更新・維持

ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な人的基盤である優秀な博士課程学生・若手研究者の育成、海外研さん機会の提供等の事業。

(具体例)

- ✓ 安定した若手ポストの確保、博士課程学生の経済的支援、海外研修

ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の規則で定める人材の確保

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な研究者や研究マネジメント人材、専門職人材等を確保するために必要な学内体制の整備、研究者等を確保するために必要なインセンティブの設計・付与等の事業。

(具体例)

- ✓ 世界トップクラスの研究者の獲得・集積に向けた学内人事制度の構築、家族の滞在に係る支援
- ✓ 研究活動の企画・成果活用促進等を行う URA (University Research Administrator) 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材のポストの確保
- ✓ 国際研究協力を支える事務職員、ファンドレイザーや財務専門職員等の確保

ニ 研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者等の育成に資する活動

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材の育成、研修等の事業。

(具体例)

- ✓ URA 等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材、国際研究協力を支える事務職員、ファンドレイザーや財務専門職員等の人材に係る

キャリアパスの構築、国内外における研さん機会の拡大、資格取得支援

ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な、最先端の研究成果の実用化の促進、大学発スタートアップの育成支援、共同研究開発のあっせん等を行う事業やそれに伴って必要となる施設・設備・情報基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成
- ✓ 大学発スタートアップ育成に向けたギャップファンド運営・直接投資(直接投資には、産業競争力強化法の規定に基づき事業計画認定されたベンチャーキャピタルが設置するファンドへの出資を含む)
- ✓ 国内外のアクセラレーターとの連携によるスタートアップを対象としたアクセラレーションプログラムの展開

(3) (2) イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 事業の実施に必要な資金を整理し、その調達方法(大学ファンドからの助成を含む)を明確化することとする。
- ・ 多様な財源を確保し、持続的な知的資産の形成、価値化の好循環を形成していくに当たり、諸外国の大学が達成しているように継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)を達成していくことが必要であり、(2)イからホまでに掲げる事業を通じてどのように事業成長を果たしていくかを明らかにすることとする。
- ・ (2)イからホまでに掲げるそれぞれの事業について、体制強化計画の期間中に総額としてどの程度を必要とするのか、また、その総額のうちどの程度を大学の独自財源、あるいは大学ファンドからの助成で賄うのかについての計画を明らかにすることとする。

(4) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間

体制強化計画の期間については、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、一定程度の長期性を有する必要があるため、最長で25年とし、その範囲内で、大学が自ら設定することとする。

なお、以下の3点の目標を達成した場合には、体制強化計画の期間内であっても支援を終了することができることとする。

- ✓ 各大学が設定した研究力などの目標を達成していること
- ✓ 継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)

- ✓ 持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金を造成していること
- (5) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項*
- 研究力向上の持続性確保のための自律的財務運営の実現に向け、大学ファンドからの助成の終了後も、運用益により助成金を受けた時と近いレベルの事業規模を維持できるだけの、大学独自基金を造成することとし、その目標と積立計画を記載することとする。
 - 上記の大学独自基金の造成においては、以下のような大学ファンドへの資金拠出を行い、大学ファンドの助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことを可能とし、参画大学の大学ファンドへの資金拠出を懲憑する（勧める）仕組みとする。なお、各大学が、大学独自基金の造成・運用のための体制や制度を構築するに当たり、国は、必要に応じて、海外の大学の基金造成・運用に関する先進的な事例の調査結果の提供などの支援を実施する。
 - ✓ 将来的な大学独自基金の造成、大学ファンドの運用元本の強化による制度の安定性の確保等の観点から、大学から国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）への資金拠出（出えん）を契約により行うことを可能とする。
 - ✓ 外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や大学独自基金の成長を促すこととする。
 - ✓ 上述の出えん金については、当該大学の体制強化計画期間終了後（取消時を除く）に、当該契約に基づき、大学に払い戻すこととする。
 - ✓ 出えん金の払い戻しについては、機構に一定の財務基盤が形成されていることを前提として、出えんした額を上限に、払い戻し時点での運用状況に応じた出えん相当分を払い戻すこととする。
 - ✓ 払い戻された出えん金相当額については、大学独自基金に組み入れることを可能とする。その際、大学独自基金の積立額及び運用益のうち、大学ファンドからの助成金に由来する払い戻された出えん金相当額は、法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業の実施のために使用することとする。
 - ✓ なお、大学独自基金は、大学自らが設置する独自基金と出えんの払戻金から構成されることが想定されるが、その積立額全体に占める、助成金を用

いた出えん金の割合については上限を設定する。

※「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出²⁶を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

²⁶ 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。」

とされている。

3 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基準

体制強化計画の認可に関する基準は、法第5条第3項各号の規定によることとし、具体的な基準は次のとおりとする。

(1) 法第5条第3項第1号に関する基準

本基本方針に記載された事項に照らして適切なものであること。特に、以下の点が明確であること。

① 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

目指すべき姿の実現に向けて、世界の学術研究ネットワークを牽引し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムを構築するため、既存の制度に縛られず、学内外の叡智を結集して取組を進めていく計画であること。特に、次に掲げるような研究上のポテンシャルを向上し続ける方策が示されていること。

- ✓ 世界トップクラスの研究者や国内外の優秀な博士課程学生の獲得や活躍促進
- ✓ ジェンダーギャップの是正やアカデミック・インブリーディング（大学人事において自校出身者を優先的に教員として採用する慣行）の抑制を含むダイバーシティの担保
- ✓ 先進性の高い、分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの構築
- ✓ 世界トップクラスの研究者・学生が糾合する新しい研究領域の創出（World-class Critical Massの形成）
- ✓ 新しい価値の創造を目指した分野横断的な対話や結合を可能とする多様な学問分野の展開
- ✓ 若手研究者が独立し、研究室の縦割りを越えて触発し合い、活躍できる場の提供やモチベーションを喚起する業績評価
- ✓ URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材の積極登用、マ

ネジメント業務などのエフォートの戦略的分配などによる、卓越した研究成果の創出に必要な研究時間の確保のための環境整備

- ✓ グローバルに活動を展開する大学を支える事務職員の採用や意識・資質の向上
- ✓ 世界最高水準の研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保（大学の自律的な安全保障管理計画の策定等）
- ✓ AI 技術、バイオテクノロジーや量子技術などの戦略重点分野や新興・融合分野への取組、新たな萌芽的挑戦

② 実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略

体制強化計画に記載された事業・財務戦略が、これまでの当該大学における取組やベンチマークを行った大学の取組の分析を踏まえ、実行可能なものとなっているとともに、①に記載された研究上のポテンシャルの向上の方策を可能とするものとなっていること。

特に、財務戦略については、これまでの取組に応じた実効性のあるものとなっており、外部資金の獲得状況（年平均5%程度以上の増加）等を基に、継続的な事業成長（年平均3%程度の支出成長率）を果たすことの蓋然性が高いものとなっていること。また、持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金の造成の実現可能性が高いこと。

③ 自律と責任のあるガバナンス体制

新たな研究領域の創出や若手研究者への支援など、次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行うことができるマネジメント・システムを有すること。また、社会との対話の中で、大学の有形・無形の知的資産を価値化する観点から、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする国内外の多くのステークホルダーに対する説明や情報開示を適切に実施する体制となっていること。特に、合議制の機関、教学担当役員（プロポスト）、事業財務担当役員（CFO）については、以下の役割が求められていることを踏まえ、事務局等の体制の構築を含め、それらの役割が有効に機能するようなマネジメント・システムとなっていること。

✓ 合議制の機関

合議制の機関は、内外の叡知を結集してビジョンを明確化、可視化するとともに、社会からの支持・支援を集め、安定的・継続的に大学の経営方針を維持すること。また、合議制の機関は、中長期の経営戦略等の重要事項の決定や執行部の業務執行の監督等に権限を有し、教学事項等に関する

マイクロマネジメントを行わないこと。合議制の機関の構成員について、体制強化計画の実現に向けて強い使命感と責任感、大学経営に関する能力を有すること。

✓ 教学担当役員（プロボスト）

教学担当役員（プロボスト）は、教学に関する事項の実質的な責任者として、①に規定する研究上のポテンシャルの向上や、研究者の獲得、教育研究組織の見直しなどにおいて、大学における教育研究の卓越性確保等のために権限を発揮するとともに、大学内の研究者や教員代表組織との綿密な連携を進めること。

✓ 事業財務担当役員（CFO）

CFO は、事業財務運営の責任者として、実行可能な多様な財源獲得や独自基金造成・運用を俯瞰した実行可能な事業・財務に関する戦略・計画を策定するとともに、優れた組織マネジメントを行い、学内外への説明責任を適切に果たすことができる能力を有すること。

(2) 法第5条第3項第2号に関する基準

体制強化計画の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。特に、以下の点が明確であること。

- ・ 事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確であること。
- ・ 事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、体制強化計画の終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

(3) 法第5条第3項第3号に関する基準

体制強化計画に基づき実施する事業が、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであることが合理的に説明されていること。実施する事業について、新規で行うものに限らず、既に実施されている部分があることが体制強化計画に記載されている場合には、大学ファンドの助成により更に強化される内容が明示されていること。

4 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、体制強化計画の認可に当たり、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科

学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられるよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

5 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の公表

国際卓越研究大学に関して、社会からの支持・支援を得て、国内外の関係機関との間で人材・知・資金などの好循環を生み出し、成長し続けることができるよう、広く社会に周知することが重要であることに鑑み、法第5条第5項及び規則第6条の規定に基づき、文部科学大臣は、認可した日付、当該認可に係る国際卓越研究大学の名称、当該認可を受けた国際卓越研究大学の設置者の名称及び当該認可に係る体制強化計画の概要をホームページ等で公表することとする。

6 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の変更

体制強化計画の変更（法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業の実施時期の変更等の軽微な変更を除く。）については、法第5条第6項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けることとする。

7 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価

(1) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の報告

- ・ 国際卓越研究大学の設置者は、法第9条及び規則第9条の規定に基づき、認可を受けた日の属する年度の末日から起算して、1年ごとに、体制強化計画の実施状況について、その概要を文部科学大臣に報告することとする。この場合において、報告は、当該期間の翌年度の6月末までに行わなければならない。
- ・ また、体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第10条の規定に基づき、文部科学大臣は、報告又は資料の提出を求めることができる。

(2) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価に当たっての留意事項

- ・ 短期的な成果主義に流されず、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、モニタリングに当たっては、大学が提示するビジョンを実現

するための事業成長及び研究力強化に係るコミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて確認することに主眼を置き、特段の問題がなければ、支援を安定的に実施することとする。

- ・ 厳格な結果責任を求める観点から、一定期間(6年～10年を目安)ごとに、支援の継続の可否に係る評価を実施することとし、中長期的な観点から結果責任を問うこととする。

8 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可の取消し

7(2)に記載する一定期間ごとの評価の結果、支援を受ける前提となる大学のコミットメントが一定期間連続して達成されていないことが、体制強化計画と実態との間の大きな乖離によって明らかになった場合には、文部科学大臣は、法第11条の規定に基づき、当該認可を取り消すこととする。

9 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成の考え方

(1) 国際卓越研究大学への助成に関する留意事項

- ・ 大学ファンドの運用に当たっては、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(令和4年1月文部科学大臣決定)」(以下「助成資金運用の基本指針」という。)において、「毎年度の支援額を運用益で賄えない場合に備え、3,000億円×2年分のバッファを確保すること」*としており、助成に関する考え方としても、安定的・継続的な制度運営の観点から、運用益が出なかった場合でもその後の2年間、同額程度の支援を行えるようにすることが重要である。そのため、支援に充てるのは、バッファが上限に達するまでは当該年度の助成可能額(バッファ+運用益)の1/3程度とする。

※助成資金運用の基本指針において、「助成勘定の財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援を実現する観点から、有価証券評価差額を含む欠損が資本金・資本剰余金(ただしバッファを除く)及び利益剰余金の和を超過しない場合に限り取り崩すことができる」ものとされている。

- ・ 五1に後述する大学ファンドから博士課程学生への別途の支援については、当面は200億円程度とする。なお、博士課程学生への支援については、大学ファンドによる支援に先駆ける形で一般会計での支援を開始していることから、既に支援を受けている博士課程学生に不利益が生じないよう、十分に配慮する。
- ・ 国際卓越研究大学への助成と博士課程学生への支援に関して、運用益の状況や各大学の体制強化計画を踏まえつつ、両者にそれぞれ資金確保が必要であ

ることを考慮する。

(2) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成額の算定

- 大学ファンドからの毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定する。また、その額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定する。
- このうち、外部資金については、公的資金（国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的資金などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金）以外とし、獲得実績については平準化を図るため、過去5年間の平均を基準とするとともに、外部資金獲得がインセンティブとなるよう、外部資金獲得額に係数を乗じた金額を助成額として措置することとする。
- 大学ファンドからの助成については、大学の経営の自律性とその責任下で、柔軟かつ適切に使用されるよう、その用途として支出できる経費は、国際卓越研究大学が体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、助成元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画への適合性の確保を前提として機構の事前の関与を受けることのない助成形態とする。さらに、支援の継続の可否に係る評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるように措置する。
- なお、文部科学省は法第9条及び規則第9条又は法第10条に基づき、国際卓越研究大学に対して、助成金の使途について助成を行った年度の翌年度の6月末までに報告を求め、これを速やかに公表し、事後的な透明性の確保を図ることとする。

四 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、国立研究開発法人科学技術振興機構が遵守すべき基本的な事項

1 助成の体制整備、助成の対象及び適切な実施

機構は、法第7条及び第8条に基づき、本基本方針に即して、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、国際卓越研究大学研究等体制強化助成を行うための体制を整備するとともに、実施方針に従って、体制強化計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関して適切に助成を行うこと。

2 助成金の使途等

国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成金の使途については、可能な限り、各国際卓越研究大学の自律性とその責任の下、柔軟かつ適切に決定され、当該使途について各国際卓越研究大学は適切に説明責任を果たしていくことが必要である。また、当該国際卓越研究大学の財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に当該助成を行うことが重要である。そのため、その用途として支出できる経費は、当該国際卓越研究大学の自己財源や民間資金等の多様な財源の一体的かつ効果的な活用を図る観点も踏まえ、体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、助成元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても体制強化計画への適合性が確保されることを前提として、機構の事前の関与を受けることのない助成形態とすること。また、支援の継続の可否に係る評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるようにすること。

3 助成額の算定方法

機構は、三九に定める体制強化計画への助成の考え方を踏まえ、関係府省が参加する会議体において決定される当該年度の助成総額の範囲内で、各国際卓越研究大学における外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出額を踏まえ、各国際卓越研究大学の当該年度の助成限度額を算定すること。

4 助成金の交付手続等

機構は、助成金の交付手続等においては、以下の点について留意すること。

- ・ 四三において、各国際卓越研究大学の助成限度額を算定した場合、速やかに各国際卓越研究大学に当該助成限度額を通知すること。その際、国際卓越研究大学が助成金を請求するに当たり必要な確認事項等を明示し確認等を行

うとともに、三二（五）に定める、各国際卓越研究大学から機構への資金拠出に必要な手続等についても併せて通知すること。

- ・ 各国際卓越研究大学からの交付請求に基づき、各国際卓越研究大学の助成限度額の範囲内で助成金を交付すること。

5 各国際卓越研究大学への確認等

機構は、助成金を交付する際、各国際卓越研究大学に求められる以下の条件等について各国際卓越研究大学に確認すること。

- ・ 合議制の機関による監督及び監事等による内部監査システムを通じた組織的なコンプライアンス体制の構築を図るとともに、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、法、国立研究開発法人科学技術振興機構法、関連法令、関連する国の決定・方針・ガイドライン、本基本方針、実施方針、公募要領、その他国及び機構の定め等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に体制強化計画を実施すること。
- ・ 助成金について、他の公的資金と同様に適切な管理及び執行を行い、公正かつ効果的、効率的な使用に努めること。
- ・ 関係法令に基づいて、監事及び公認会計士等による監査が適切に行われていること。
- ・ 政府からの出資金及び財政融資資金により組成した大学ファンドの運用益からの助成を受けることから、社会に対しても説明責任を十分に果たす必要があることを踏まえ、各国際卓越研究大学において、助成による成果や取組の進捗などを、積極的に発信するとともに、助成金の使途について適切に説明責任を果たすこと。
- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正。その後の改正を含む。）」（以下「ガイドライン等」という。）の内容について遵守すること。また、ガイドライン等に基づく体制の整備及び必要な手続等を行うとともに、機構から調査等を求められた場合は誠実かつ適切に対応すること。研究活動の不正行為又は助成金の不正使用若しくは不正受給（以下「不正行為等」という。）と認定された場合の措置として、機構が必要な処分や競争的研究費に係る制限措置等を行うことができること。
- ・ その他助成金の管理及び執行に関し不適切な事象等が発生した場合は、機構の求めに応じ誠実かつ適切に対応すること。

6 助成の終了

機構は、各国際卓越研究大学が三(4)に定める目標を達成した場合など、文部科学大臣から助成の終了の通知を受けたときは、当該国際卓越研究大学への助成を終了すること。

7 不正行為等に対する取扱い

機構は、国際卓越研究大学研究等体制強化助成において、不正行為等の疑いについて把握した場合は、速やかに文部科学省に情報を共有するとともに、当該事案の内容を踏まえ、文部科学省が必要に応じて行う要請等に従うとともにガイドライン等に基づき適切に対応すること。また、不正行為等が認められた場合は、国際卓越研究大学に対し、ガイドライン等を踏まえ、適切な対応及び必要な処分等を行うなど厳正に対処すること。

8 調査及び報告

機構は、文部科学省が各国際卓越研究大学における助成金の適正な管理及び執行を図る必要があると認めるときは、その求めに応じ、当該国際卓越研究大学に対して調査を依頼し、その結果について文部科学省に報告すること。

9 その他

機構は、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に当たって、運用業務との連携を適切に図り、適宜情報共有を行うなど、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の継続的・安定的な実施に努めること。

機構は、実施方針のほか、必要に応じて、国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関する手続、運用等に関する規則等を定めて、適切に助成を実施すること。

機構は、将来的には各大学が基金を造成・運用していくことを目指す観点から、大学ファンドの運用を適切に行うことを通じて、各大学の基金運用の指針となるような運用モデルを示すよう努めること。また、将来的には各大学における基金運用への寄与も視野に入れた、長期的な人材育成（OJT プログラム、戦略的な人事ローテーション、大学からの職員の受入れ等）を行い、大学の求めに応じ、運用のノウハウなどを共有すること。

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

1 博士課程学生への支援

我が国全体の研究力を底上げするためには、価値創造の源泉となり、次代の研究力を生み出す優秀な博士課程学生、若手研究者の厚みを拡大していくことが必須である。そのため、大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士課程学生の活躍促進について実力と意欲のある全国の大学に対して支援することで、我が国全体の研究力の大幅な向上を目指すこととする。

具体的には、博士課程学生への別途の支援については、大学ファンドの運用益の範囲内で、当面の間は200億円程度（約7,000人）とし、助成資金運用の基本指針を踏まえ、安定的支援を実施できる段階から、速やかに運用益による博士課程学生支援を実施することとする。

2 多様な研究大学群の形成

多様な機能を担う全国の大学すべてが我が国の知の基盤として重要な役割を担っており、この多様性は今後も我が国にとって重要な強みである。

したがって、国際卓越研究大学は、大学ファンドによる支援を通じて自らの機能拡張を図るにとどまらず、知的資産の形成、社会的な価値創造やイノベーション創出の中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の多様な研究大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、我が国の学術研究ネットワーク全体を牽引していくことが求められる。

また、政府は、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ研究大学に対して、多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させる支援策を、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（以下「総合振興パッケージ」という。）として、一体的に推進していくことが重要である。

総合振興パッケージでは、特定分野において世界トップレベルの研究を推進する機能や、産学官・地域連携による社会実装を担う機能など、それぞれの大学の強みを強化することとしているが、それらを核とした大学組織全体としての戦略的経営を後押しするとともに、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等がハブ機能を発揮することにより、大学や学問領域を超えた連携を拡大するなど、我が国の研究力の厚みの更なる増大を図ることとする。

日本全体の研究力向上を牽引する研究大学群の形成に向けて、大学ファンドによる支援と、総合振興パッケージによる支援は、独立しつつも効果的に連動したものとなることが不可欠であり、国際卓越研究大学とそれ以外の大学とが

相乗的・相補的な連携を行い、共に発展していく研究システムの構築を図ることが必要である。

以上のように、国際卓越研究大学への支援と総合振興パッケージによる地域中核・特色ある研究大学への支援、さらには全国的な博士人材の育成強化が相まって、初めて、我が国全体の研究力の向上が図られることについて、幅広い産学官の関係者により理解が共有されることが重要である。

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

1 規制緩和等の推進

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に当たっては、国際卓越研究大学が自律的かつ創造的に自らの将来像をデザインし、大学の機能拡張を大幅に加速することによって、先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学へと成長していくことが必要である。

そのため、大学ファンドによる支援のみならず、大学に係る各種規制の緩和を進めるとともに、広く社会からの支援を集めるための方策を検討していくことが重要である。当面、以下の事項についての検討を進めるとともに、審査の過程や国際卓越研究大学との意見交換等を通じて現場の具体的なニーズを把握しつつ、国際卓越研究大学からも規制緩和等を提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備する。

【当面の検討事項】

✓ 定員管理の柔軟化と評価の簡素化

大学の定員管理の柔軟化や、認証評価の簡素化について、中央教育審議会大学分科会の議論を踏まえ、早期に見直しを図る。

✓ 大学の自己資金確保に向けた寄附の促進や知財取得の促進

大学の自己資金を充実させる取組を促進する観点から寄附金獲得増に向けた取組の促進、産学連携を推進する観点から知的財産権取得の促進に向けた施策を検討する。

2 本基本方針の検討

我が国の学術研究ネットワークを牽引し、諸外国のトップレベルの研究大学に伍する研究大学の実現を図る観点から、必要な場合には、本基本方針の検討、見直しを行うものとする。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則
第 2 条第 5 項第 1 号等の解釈に関する Q&A

Q1 基本方針二 2 (5) ②において合議制の機関の構成員に対して求めている知識、能力、経験とは、どの程度の水準のものを求めているのか。

A1 研究及び研究成果の活用を国際的にも高い水準で進めていくためには、前例踏襲で学内の各部門に均一に資源を配分していくのではなく、激しく変化する先端的な研究の動向やそれらの研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、厳しい社会経済情勢を背景とした社会のニーズ等について適時適切な把握や分析を行いながら、今後の発展が見込まれる分野や短期的な成果が出なくともその大学として中長期的に強みとして伸ばすべき分野に資金及び人材を配分し、また知的財産権を戦略的に活用していくことが必要となる。以上が、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和 4 年法律第 51 号）第 4 条第 3 項第 5 号において、国際卓越研究大学に対し、研究及び研究成果の活用を計画的に推進するための運営体制を求めている趣旨であり、それを具体化したのが同法施行規則及び基本方針である。

こうした点を十分に踏まえ、学識経験又は実務経験、多様な知識・能力を有する者を構成員としていただきたいと考えており、何らかの資格等の有無を一律に求めるものではない。

Q2 「ジェンダーバランス等の多様性」とあるが、女性割合について考え方はあるのか。

A2 合議制の機関における女性の割合について、一律に何らかの水準を設定するものではない。

Q3 執行部からの独立性や学内に対する客観性の担保の方策として様々な方法が例示されているが、これらは運営規則等で定める必要があるのか。

A3 各大学において運営規則等で定めることを想定している。

Q4 「執行部」について、「法人の長の指揮・監督下で、大学の経営に係る職に就いている者をいう。」と定義されているが、例えば国立大学であれば具体的にどこまでの範囲を想定しているか。

A4 「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（6 文科振第 268 号。令和 6 年 6 月 14 日文科省研究振興局長通知。）に記載のとおり、少なくとも法令（国立大学であれば国立大学法人法第 10 条）に定める役員（監事を除く）は該当する。その他の者

については、国立大学であれば、役員会に通常参加することとなっている者は、執行部に含まれると考えられる。

Q5 執行部からの独立性の担保の方法として、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合、評議員会の議決を得ることを要件とすることが例示されているが、これは学内に対する客観性の担保の方策ともなり得るか。

A5 御指摘のケースはあくまで執行部からの独立性の担保の方法として例示しているものであるが、学内に対する客観性の担保の方法とすることも否定されないため、個別に相談いただきたい。

Q6 今回、改正国立大学法人法を踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる権能の考え方が示されているが、国立大学において合議体に当たる運営方針会議が、学長選考に関して意見を述べる際に、具体の候補者について審議の上、意見に含めることについて、国立大学法人法に規定する学長選考・監察会議との関係でどのように考えたらよいか。

A6 国立大学が国際卓越研究大学となる場合、運営方針会議には、議決した体制強化計画の着実な履行を担保する観点から、学長選考・監察会議とも前広に情報共有を図りつつ、学長に求められる知識・経験・能力を明確化し、意見として学長選考・監察会議に示すことが求められる。この際、国立大学法人法において、学長選考・監察会議が学長選考の権限を有していることを踏まえ、学長選考・監察会議の主体的な選考が確保されることを前提に、運営方針会議が具体の候補者について審議を行い、具体の候補者やそのリストを意見に含めることが可能である。

Q7 「世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ（令和4年2月総合科学技術・イノベーション会議決定）」では、合議体の構成員の相当程度（例えば過半数、半数以上等）は学外者とするのが適当とされていたが、学外委員の割合の例示としては半数以上のみ記載されている。運営方針会議の構成員の過半数を学外者とすることは国際卓越大学の認定要件として求められないのか。

A7 国際卓越研究大学においては、国立大学の場合は合議制の機関に相当する運営方針会議の監督機能の客観性を担保する観点から、学内者の構成員のみで運営方針会議の議決が成立しないことを担保する仕組みの導入を認定要件としている。この仕組みについては、例えば特別多数決の導入や半数以上の学外委員を入れることなどが考えられるが、この方法は大学が裁量性をもって検討すべきものであり、大学の主体的な判断として過半数の学外委員を運営方針会議に参画させることが可能である。